

【声明】

国民の知る権利を奪い、平和を脅かす

特定秘密保護法案の廃案を求める

2013年11月6日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

安倍政権が臨時国会に提出した特定秘密保護法案は、「特定秘密」の指定事項を、防衛、外交、特定有害活動防止、テロ防止の4分野としているが、その内容があいまいで、首相や防衛相、警察庁長官などの判断で「特定秘密」の範囲が国民生活のあらゆる分野に拡大されかねない。行政機関の裁量による指定は、政府にとって都合の悪い情報を半永久的に国民から隠すことも可能となる。

法案は、「特定秘密」を漏らした公務員等をはじめ、取材活動や市民団体による調査など「特定秘密」を知ろうとする行為まで処罰の対象となる。しかも最高で10年の懲役という厳罰を下すものである。戦前のように国民の正当な政治活動までが処罰の対象になりかねない。

また、「特定秘密」を扱う者本人やその家族、親戚、友人に対する警察などの行政機関による「適正評価」の実施は、思想調査を含む網羅的な身上調査が行われ、国家による重大なプライバシー侵害である。国民監視、国民選別の社会になる危険性がある。

法案は、国民の知る権利、報道の自由、取材の自由を侵害し、情報の制限により民主主義と国民の基本的人権の根幹を崩すものである。

同時に重大なことは、安倍政権がこの法案を国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案と一体で成立させようとしていることである。国家安全保障会議は、国の安全保障にかかわる重大事項をわずか4人の大臣（首相、官房長官、防衛相、外務相）で決定でき、事務局は自衛官が半数を占める。同会議は官庁が保有する秘密条項を集約する権限を持ち、「特定秘密」を収集して国民には極秘にしておく一方で、アメリカの国家安全保障会議（NSC）と緊密に連絡を取りながら、軍事戦略・情報を共有するための受け皿となるものである。これではこの二法案は、軍事立法そのものと言わざるを得ない。

我が国の憲法は主権が国民にあること、国際紛争は平和的な話し合いで解決することをうたっている。しかし上程されている両法案は、政府の一部が国の安全保障政策を決定し、国民の知らない「特定秘密」で関連する情報を機密化し、アメリカと協力して「海外で戦争する国」につくり変える動きの一環であり、まさに憲法違反の法案である。本会は両法案の即時廃案を強く求めるものである。

以上